

樹木の伐採等の際には、 野鳥の営巣状況に ご注意ください！

樹木の伐採、草刈等により、
野鳥またはその卵を傷付けた場合、
鳥獣保護管理法違反となることがあります！



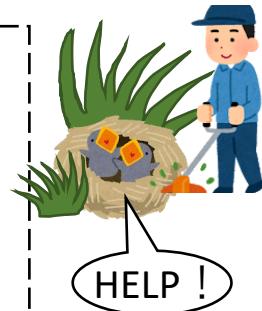
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(鳥獣保護管理法)

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止)

○鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等 (捕獲または殺傷) または
採取等 (採取または損傷) をしてはならない。 (第8条)

(罰則)

○第8条の規定に違反した者は、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (第83条)



○工事区域で野鳥が警戒の声をあげている、威嚇行動がみられる
場合は近くに野鳥の巣がある可能性が考えられます。

○2～7月は鳥類の繁殖期間となっており、特に配慮が必要な時期なので、伐採、草刈等を行われる際は営巣状況について十分ご注意ください。

**工事区域で営巣を確認した場合は、市町村
または、県の環境部署※にご相談ください！**

※県環境部署お問合せ先一覧

所属	所在・連絡先	所管市町村
自然環境課 野生生物・鳥獣グループ	名古屋市中区三の丸3-1-2 052-954-6230	名古屋市
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市八町通5-4 0532-35-6113	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号20-1 0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区三の丸2-6-1 052-961-7254 052-961-7255	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町1-14 0567-24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町1-36 0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4 0564-27-2875	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45 0565-32-7494	豊田市、みよし市

このチラシについてのお問合せ先

愛知県環境局環境政策部 自然環境課 野生生物・鳥獣グループ

電話：052-954-6230 (ダイヤルイン)

メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp